

水町勇一郎著

『労働社会の変容と再生——フランス労働法制の歴史と理論』

(有斐閣, 2001年11月刊, 四六判, 306頁, 3150円〔税込み〕)

『集団の再生——アメリカ労働法制の歴史と理論』

(有斐閣, 2005年11月刊, A5判, 256頁, 6300円〔税込み〕)

## 中村圭介

ホップ、ステップ、

そして次はジャンプ

もどかしさと挑戦。新進気鋭の労働法学者、水町勇一郎が著したこの二冊を読んで、そう若くもない労働調査屋の私の頭に浮かんだ一つのキーワード。

水町はもどかしいのだ。一九九〇年代初頭から始まった労働法の大改革は今なお続いている。だが、改革をめぐる議論は大切なことを置き去りにしたままではないか。彼にはそう思えてしかたがないのだ。

労働法改革の背後には、社会そして労働が大きく変わりつつあるという認識がある。変化の時代だからこそ、本来ならば幅広い視野に立って社会のありべき姿を描き、制度設計をしていく必要がある。だが、日本の現状はどうだ。変化を後追いする現状追認の議論

はないか、それはとりわけ勉強のしかた、考え方に問題があるのではないかと、と述べているものである。

私が実際に見ている他大学の学生の多くは、中堅以上の大学の学生である。そのなかでも地方の国立大学生（旧帝大も含む）は断然多い。そういう偏りはたしかにある。しかし、このような見方を全国の私立大学の教員と交わしても、そう印象はずれない。ある程度一般性をもった話としてとらえていいのではないかと思う。中堅以上の大学でこうなのだから、それ以下の大学でももっと現状は厳しいだろうと思う。中身を問えるような状態ではなかったりもする。

もう一つわかってきたのは、こうした学生の実態をすでに現実の、どうしようも変えられないものとみなし、その前提で教育改革を進めていく大学やその関係者がけっこうな数で存在する

ということである。そうした改革は、できない学生、やらない学生を何とか拾い上げていく、何とかかたちにして卒業させていく、という方向で進んでおり、やろうとする学生を育てようという方向では進んではない。もっともそれは、アカウンタビリティや大学経営の問題を代表とする文脈のなかで、大学が取っていかざるを得ない必然的な進展であったりして、それを無視するわけにもいかない。

理想が先行する教育改革はあとがもたないから、現代大学生の実態をふまえた教育改革論は重要である。しかし、その現実に対処療法的に応じるだけの教育改革論は問題である。理想の教育論にもとづいた力強い動きと、現実へのサポートの両面が必要である。交流会プロジェクトはその具現化であるし、本書『大学生の学び・入門』も同種の一手である。本書をたたき台に

して、これからの大学生、大学教育の歩み方を皆で議論し実践していければ幸いである。

最後に、私は自分の考えを、京都大学の学生たちだけでなく、他大学の学生たちにも伝えられることに、何よりの有難さを感じる。他大学の学生の実態を調査したり観察したりすることはできて、私が責任をもって教育することができるのはやはり勤務校の学生だけだからである。個人的な関わりだけでは限界があるものを、こうした出版物が、私とは直接関わらない学生たちとの媒介物（メディア）となってくれることを、私は心から嬉しく思うのである。

（みぞかみ・しんいち）

京都大学高等教育研究開発推進センター助教

か、逆に、変化を拒み続ける守旧的な議論が大勢を占めているではないか。

そうした日本をひとまず離れて、水町はフランス（労働社会の変容と再生、以下、変容と略称）とアメリカ（集団の再生、以下、集団と略称）に目を向ける。その視点がすばらしく、そしてチャレンジングなのだ。

労働の歴史を振り返り、労働法の生成と発展を跡づけ、いまホップに展開されている労働および労働法をめぐる議論を紹介する。議論は労働法学者のそれに限らない。社会学・経済学・政治哲学なども視野に収める。そこでは、日本とは違い、幅広い視野で社会・労働の変化をどう認識し、どのような制度を設計していくべきかが真摯に議論されている。水町が求めていたものが、そこにある。

労働に焦点を絞り、歴史を踏まえつつも、フランスとアメリカで起こって

いる変化を多面的にとらえる。それらの変化に対して複眼的思考をもつ。水町が自らに課した課題である。労働法学者によるこうした試みは、まさに挑戦というにふさわしい。

なぜに、多面的な認識と複眼的思考が必要なのか。それは、「真に『法学』的な規範的判断・行為……を行う基礎・前提として不可欠」(変容、四頁)だからである。では、真に「法学」的な規範的判断・行為とは何か。それは、「自らの価値判断に基づいて責任ある決定を行い他者を論理的に説得していく」(変容、四頁)ことである。

自らの価値判断を明確に提示することが法学者として必要なのだと言いつつてしまふ。これもまた、私には挑戦であるように見える。素直に言えば新鮮に感じる。

批判しているわけでも、皮肉を言っているわけでもない。責任ある法学者

ならば、そうすべきなのだろう。ただ、事実を整理し、その背後にある論理を探ることを信条とする労働調査屋の私は、自らの社会観、価値判断を報告書に書くことに慣れていないというだけのことである。

\* \* \*

私はこの二冊から多くを学んだ。もちろん、わからないままに残った点もいくつかある。以下は法学的センスのない私というフィルターを通した、私なりの解釈、評価である。見当はずれが多いかもしれないという不安はある。他方で、碁を打っていないからこそ見える戦況というのもあるはずだとの開き直りもある。学んだことから述べよう。

第一にフランスとアメリカでは議論の内容も視点、方法も違う。当たり前のことである。歴史や文化の違い、人

には集団が必要だと認識されるようになったからである。いくつかの方法がある。

使用者の活動に一定の歯止めをかけ、労働組合の結成を容易にするように法を改正する。これまでは認められていなかった集団を認めるようにする。たとえば職場の少数しか代表しない労働組合、組合以外の従業員を代表する組織等に視線が向けられる。

第三に、アメリカの議論は二つの意味で面白い。議論の多くは労働者集団の経済的メリット、デメリットについての分析を基礎におく。だから議論はわかりやすい。これが一つ。

二つめ。労働者の個別的権利の保障では、労働者の属性に基づく差別を防ぐことがなによりも目指される。雇用形態の多様化への視点、たとえばパートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者の保護といった視点はまった

く見あたらない。いずれも、特殊な国、アメリカをめぐりに映し出す。

第四に、フランスで見られる有力な議論の背景には、高い失業率、雇用の二極化(良好なそれと劣悪なそれとの二極化)に対する強い懸念がある。

その懸念は結局のところ、ワークシエアリングの提案に結びつく。そこまでにたどり着く議論が興味深い。哲学や思想が語られる。フランス風と言わべきか。

たとえば次のようである。社会に暮らす人びとは孤独であってはならない。人と人とのつながりをもつことが必要だ。では、そのつながりをもたらすのはなにか。一つの重要な手段は「働く」ということである。労働を基盤とした連帯社会。これこそが大切だ。だが、失業者や劣った雇用機会しか見いだせない労働者は、労働を基盤としたつながりをもつことができない

びとの考えも制度も違えば当然である。だが、このごく普通の常識も、声高に叫ばれるグローバルイゼーションの陰で、忘れられかけているのではないか。

社会を構成するさまざまな制度は、そこで暮らす人びとの英知によって作られたものである。それらの制度には歴史・伝統・思想が埋め込まれている。マーケットのインパクトは強いけれども、制度のもつ強靱さもあなどれない。改革はこの二つの磁力の間で揺れながら進んでいかざるを得ない。比較法という良き伝統が、この当たり前のことを思い出させてくれる。

第二にアメリカで見られる有力な議論は、労働者の集団をいかに復活させるかをめぐるものである。なぜか。労働者の個別的権利を保障するために制定された種々の法律が、実質的には機能していない。個別的権利を守るため

い。だからこそ、良い雇用を分かち合い、彼らにもつながりを与えるべきだ。あるいは次のようである。労働なんて、さほど人間にとって重要なものではない。社会の中心、基盤に労働があるなどという考えは、近代になって作り上げられたものだ。人間にとってはもっと重要なものがある。平等な人びとからなる政治共同体の建設。そこで

の自由な討議によって社会の目的や共通の価値を決める。これこそが人びとのつながりをもたらす。だから、あまり働かず、自由な討議に時間を割いたほうがよい。ここから労働時間短縮、ワークシェアリングが導き出される。蛇足を一つ。正直に言えば、私にはこの政治共同体なるものがどのようなものがイメージできなかった。自分の教養のなさ、想像力の欠如をさらけ出すようで恥ずかしい。

第五に、フランスのもう一つの有力

な議論は、労働概念の多様化と関連する。使用者に雇われ、その指揮命令のもとに一日七、八時間働く。それが引退するまで続く。こうした労働者像が、これまでの労働法を支配してきた。だが、現実には、パートや派遣が増え、雇用期間が短期間に限られる労働者も増えた。他方では、使用者の指揮命令にあまりとらわれることなく自由に働く労働者も増え、誰かに雇われることなく働く者もいる。その結果、労働法が現実には追いつかない。

多様な働き方を認め、労働者が自らの能力を發揮し、活用する場を広げていけるように、労働法を再編成すべきだ。

その際に重要な原則が二つ。一つは多様な労働形態間での平等取扱原則。日本風にいえば、正社員だけを優遇するのではない。正社員もパートも派遣も平等に取り扱う。

けることが難しくなった。だから、当事者の話し合い、それも自分の意見だけを主張するのではない話し合いを進め、自分たちで解決策を探らせることが重要になる。こうした事情が背景にある。

以上が私なりに学んだ主要な点である。他方で、わからなかった点、気になった点もある。次の諸点がそれである。

第一点。これは疑問というよりも気

もう一つは主体性。誰かに強いられただ多様化であってはならぬ。自らが主体的に選び取れる多様化でなければならぬ。と同時に、使用者の指揮命令の程度が低いあるいはそれがなく労働者には、仕事に関して、主体的個人として、相応の責任をとらせるようにする必要がある。

二つほど付け加えておこう。フランスでは、パートや派遣などの雇用形態で働く労働者に対する法的な保護、規制は既に定められている。右でみた改革案はそれを越えた地平を見据えている。また、特に企業内での従業員参加を進める法制はフランスでは長い歴史を有する。アメリカとの大きな違いである。

第六に、アメリカとフランスで共通する点もある。「法の手続化」への流れである。この概念は門外漢には理解するのが難しく、どうも次のようなこ

とであるらしい。

企業でなにか問題が生じたとして、男女差別、解雇あるいは環境汚染などを思い浮かべればよい。その際、関係するすべての当事者が同じテーブルにつき、問題の内容、原因を真摯に議論し、解決に向けて全員が努力する。決して、自分だけの利害を声高に主張し、それだけを追求してはならない。他の当事者の身になり、その意見にもまじめに耳を傾け、当事者の多くにとってプラスになるような解決策を探っていく。法あるいは裁判所は当事者間でこのような話し合いが進むような枠組みをつくる。同じことだが、そうしたプロセスを経なければ、問題に対して取られた対策を無効にする。これが「法の手続化」ということらしい。

複雑化し、多様化した問題に対し、(画一的で硬直的な)法律で決着をつ

切なものではない可能性がある」(二八四頁)。

同じく「変容」は、右で触れたように、労働の人間生活にとっての重要性を否定し、近代的労働観を批判する議論を取り上げている。だが、猪木(一九八七)によれば、「……労働が社会生活・経済生活の中である種のカナメのような重要な位置にあることを聖書はきわめて正確に認識しているのである」(一九九頁)。どちらが正しいのか私にはわからない。だが、双方の隔た

## はじめての法律学 第2版

松井茂記・松宮孝明・曾野裕夫著  
HとJの物語 (有斐閣アルマ) 一七八五円

## よくわかる税法入門 第3版

三木義一著◎税理士・春香のゼミ  
ナール (有斐閣選書) 二二〇〇円

## 働く人の法律入門

西村健一郎・村中孝史編◎労働法・社会  
保障法・税法の基礎知識 A5判 二二一〇円

## 実践・変化する雇用社会と法

菅野和夫・安西 愈・野川 忍編  
A5判 三〇四五円

## 大学生の学び・入門

溝上慎一著◎大学での勉強は役に  
立つ! (有斐閣アルマ) 一六八〇円

## 新しい時代の教職入門

秋田喜代美・佐藤 学編著 教師をめ  
ざす全ての人に。(有斐閣アルマ) 一八九〇円

◎図書目録呈送◎



(A5判 294頁)  
2940円(税込み)

伊藤善市著  
(有斐閣, 2005年9月刊)

## 『環境再生の総合政策』

熊谷彰矩

- 『環境再生の総合政策』このタイトルは誠に魅力的である。これからの地域政策はいかにあるべきかを考えたとき、著者の頭をよぎったのは、おそらく「経済の世紀から環境の世紀へ」というワイツェッカー教授の言葉ではなかったろうか。では、総合政策とは何か。そこで本書の構成を見てみよう。次の10章からなっている。これを一瞥すれば、本章が正に総合政策と呼ぶに相応しい内容であることがわかる。
- 第1章 地域開発の回顧と展望
  - 第2章 地域開発と地方自治
  - 第3章 環境問題と自然の再生
  - 第4章 生態系と経済システム
  - 第5章 地域開発と防災対策
  - 第6章 都市の商業吸引力と商業政策
  - 第7章 北東日本の開発・展開
  - 第8章 沖縄経済の特質
  - 第9章 過疎問題への挑戦

第10章 長寿社会と都市  
補論 新渡戸博士の経済思想

地域に関わるほとんどすべての問題が見事にカバーされている。生態系、防災対策、長寿社会など、これまでともしれば地域政策では等閑視されてきた問題がすべて論及されている。これからの地域問題を考えれば、これらはいずれも検討されるべき重要な政策課題である。本書に、もし仮りに副題をつけるとすれば——「二一世紀の地域政策のあり方を考える——」となるであろうか。

以下、順を追って、その内容を見ていくことにする。

\* \* \*

第1章は、地域開発の回顧と展望である。まず、わが国の明治以降の地域開発の淵源を探ると、その資源開発方式の源は、一つは明治維新直後の北海

もう一つだけ。「変容」「集団」のいずれでも、労働法、労働組合を批判する極端な経済学者の議論を紹介している。私には観念の遊戯に過ぎないと思えないし、水町が正しく指摘するように彼らの影響力は限られる。組合の経済的側面を否定的に評価する現代の経済学者であっても、その社会的・政治的な意義を評価するのが一般的であるように私には思える(たとえばリース、一九九一)。

第二に、労働や労働法をめぐる議論は、水町が想定するのとは違い、法改革への影響は間接的にとどまるのではないか。「変容」は労働時間短縮によるワークシェアリングに、右で触れた議論(社会的つながりを重視する)が大きな影響を与えたと述べる。だが、それは本当か。制度改正のプロセスを政治学的に追うことなしに、そう言っているのだろうか。

多面的・複眼的思考をもち労働と社会の変化を認識し、幅広い視野に立つことなくしては、適切な制度設計はできない。水町はそう主張する。だが、本当にそうなのか。これが第三の点である。制度設計に携わる関係者が、そのつど、諸外国の事情に学びながら、法制度を一つ一つ改正していく。それではだめなのか。日本の労働法改革は、結果としては、フランスで論じられている有力な労働法改革案の線にそって進められていると考えることはできないか(たとえば稲上前掲書、二八一―二八二頁)。

私は批判しているのではない。素朴な疑問を投げかけているだけである。多面的認識、複眼的思考をもって体系的に設計された改革と、一歩一歩進む漸進的改革との違いはなにか。その違いは、水町自身が示す以外にないと私

は思う。「変容」「集団」とホップ、ステップを跳んだ水町が、最後にみごとなジャンプを披露してくれるのを心待ちにしている。諏訪(一九九九)、菅野(二〇〇二)がそれぞれ終章で簡単に示す将来設計とは異なる、水町ならではの設計図を私は期待している。

私の期待は単なるリップサービスではない。

稲上 毅「二〇〇五」『ポスト工業化と企業社会』ミネルヴァ書房  
猪木武徳「一九八七」『経済思想』岩波書店  
菅野和夫「二〇〇二」『新・雇用社会の法』有斐閣  
諏訪康雄「一九九九」『雇用と法』放送大学教育振興会  
リース・アルバート「一九九二」『労働組合の経済学』(田村剛訳) 日本生産性本部

(なかもら・けいすけ)  
＝東京大学社会科学研究所教授

アメリカ最高裁判官の顔ぶれが変わった。昨年九月に、レインズ・スコット首席裁判官が逝去し、新任のロバート・カウター裁判官が首席となった。今年一月退任したオコナー裁判官の後にアリスター・ジャクソン裁判官が就任した。いずれも七〇歳代である。首席裁判官が交代し、五〇歳代が一人になり最高裁は若返った。ちなみに最高齢は在任三一年目ステイブンス裁判官の八六歳、七〇歳代が三人、六〇歳代が二人である。ブッシュ大統領は保守的な裁判官を選任したので、最高裁の判断は政権寄りになるだろうといわれる。果たして、そうなるだろうか。

最近一〇年間(一九九四～二〇〇三年開廷期)、アメリカ最高裁の顔ぶれは変わらなかった。それまでは平均二年に一人が交代し、任命されると平均一六年在任している。終身の身分を保障され定年はない。現在の九人は、どのような経歴をたどって最高裁入りしたのか。法学分野での活躍はもちろん、立法、行政の役職をも経験した人が多い。ロースクールを出てから裁判官個人に付くロー・クラーク(調査官)経験者が五人、法学教授であった人が四人いる。注目されるのは、全員が連邦控訴審裁判所の裁判官を経て、最高裁入りしていることである。そこでの裁判官としての実績、資質が選考の確かな手掛かりになるからであろう。

ところで、同じ顔ぶれの裁判官が一〇年間、最高裁で審理にあたり、おのずと一定の傾向が現れてくる。よく意見を同じくする裁判官と意見の合わない裁判官とに分かれる。すこし数字を上げてみよう(『ハーヴァード・ロー・レビュー』二〇〇四年一月号)。

この一〇年間、アメリカ最高裁は毎年七〇〇〇から八〇〇〇件の事件を処理し、毎年平均八〇件について詳しい意見付き判決を下している。一〇年間計八二三件の意見付き判決において、全員一致判決は三五六件(四三・三%)、反対意見付きは四六七件(五六・七%)である。その中できわどい五分四判決が一七五件ある。一人の裁判官がどちらに組みするかで、結果は逆転する。一七五件のうち一一〇件で、五人の多数意見を構成したのは、次の二つの組み合わせである。一組は(レンクイスト、オコナー、スカリア、ケネディ、トーマス)で、この組み合わせは八二回ある。もう一組は(ステイブンス、オコナー、スーター、ギンズバーグ、ブライヤー)で二八回ある。どちらの組にもオコナー裁判官の名がある。彼女が加わった側が五人の多数意見を構成した。まさにスイング票を握り、対立する二つのグループの調整役を担ったといえる。最高裁初めでの女性裁判官オコナーは二五年間の任を果たし引退した。

二人の裁判官が交代したことで、最高裁の憲法解釈や先例の変更が起こるのか。いきなり劇的な変化が起こるとは思えない。それは最高裁の判断が九人の裁判官の評議を重ねた結果だからである。裁判官は同僚との評議、合議を重ね、時間をかけて、自分の見解、意見を定める。その判断の根拠、理由を明らかにし説得力のある意見を表明しなければならぬ。九人の強い個性と論理に採まれ、たがいに反応しながら裁判官は熟成する。

日本の最高裁裁判官は七〇歳定年、一〇年を越えて在任する人はほとんどない。その憲法観を熟成させる時間があるのだろうか。

# 書齋の窓

No. 554  
2006年5月号

## 目次

アメリカ法の風景 ② 裁判官は熟成する……………藤倉皓一郎 表II	
民法学者の歩み…星野英一先生に聞く <sup>⑩</sup> ……………〔聞き手〕内田 貴・大村敦志	2
元国際司法裁判所裁判官・小田 滋先生に聞く <sup>④</sup> ……………〔聞き手〕河野真理子・酒井啓巨	16
虫好きの法律談義 ② 昆虫の個体数と採集規制 ……………スウェーデンの想い出	26
届かぬ理論 ② 恐怖を煽る「理論」……………石原 武政	32
組織能力・知識・人材 ……………「リーディングス日本の企業システム 第II期」第4巻を編集して	37
『大学生の学び・入門』を刊行して……………溝上 慎一	42
学会潮流 ④ NPO法人 環境経営学会……………三田 和美	30
『書評』水町勇一郎著『労働社会の変容と再生』 ……………〔集団の再生〕	47
『書評』伊藤善市著『環境再生の総合政策』……………熊谷 彰矩	53